

令和5年度障害福祉サービス事業所等説明会（集団指導）

障害福祉サービス事業所の運営上の留意点

訪問系サービス

居宅介護

重度訪問介護

同行援護

行動援護

群馬県健康福祉部障害政策課
地域生活支援係

- 1 令和3年度報酬改定に伴う義務化について**
- 2 令和3年度改定に伴う主な見直し内容**
- 3 その他の留意事項（変更届出書等の提出）**
- 4 共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について**

1. 令和3年度改定に伴う義務化について

R6.4.1から義務化

1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等

2. 業務継続に係る取組みの義務化

計画の策定、研修の実施、訓練の実施等

(参考) 令和4年4月1日～義務化

- ・障害者虐待防止の取組みの義務化
委員会の開催、研修の実施等
- ・身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化
委員会の開催、指針の整備、研修の実施等

1-1. 感染症対策の強化に係る取組みの義務化【全サービス】

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組みの徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

①感染症委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。
（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底をはかることが義務化されます。

②指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務化されます。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

③定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修の実施と、研修の内容についての記録が必要となります。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

1-2. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取り組みとして、次の①～③が義務づけられました。3年間の経過措置の後、令和6年4月1日から義務化されます。

①業務継続計画の策定の義務化

※当該項目については、「障害福祉サービス事業者における業務継続計画（BCP）について」で詳細をご説明します。

②定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上）が義務化されます。
- 研修の実施内容についても記録してください。
- 訓練（シミュレーション）は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

③業務継続計画の定期的な見直し

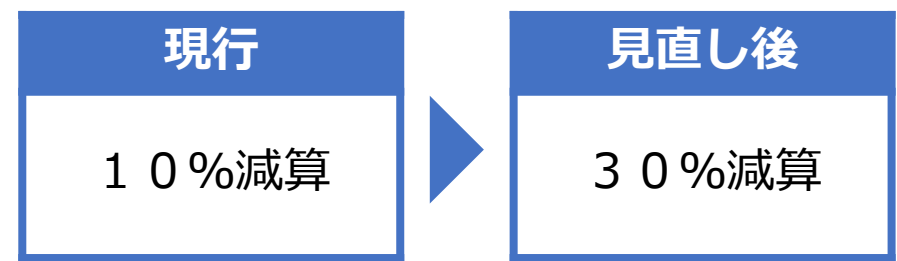
- 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

2-1. サービス提供責任者（居宅介護職員初任者研修課程修了者）に対する評価の見直し

- サービス提供責任者の質の向上を図るため、居宅介護職員初任者研修修了者であるサービス提供責任者の暫定措置を段階的に廃止、さらなる減算を実施する。
- 「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」との暫定措置を段階的に廃止
- 暫定措置が適用されている場合、さらなる減算を実施

サービス提供責任者の要件

- ・ 介護福祉士
 - ・ 実務者研修修了者
 - ・ 介護職員基礎研修課程修了者
 - ・ 居宅介護従事者養成研修課程修了者
- ・ 居宅介護職員初任者研修修了者 + 実務経験3年



2-2. 運転中における駐停車時の緊急支援の評価

- ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、緊急的に行った支援に対して、その緊急性や安全管理等を評価する。
- ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

移動介護緊急時支援加算【新設】

240単位/日

利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2-3. 同行援護従業者要件の経過措置について

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、令和5年度末で修了。

同行援護従業者の要件

- ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者
 - ・ 居宅介護従業者の要件＋視覚障害実務経験1年
 - ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員



令和5年度末で経過措置終了

2-4. 行動援護従業者・サービス提供責任者の要件の経過措置について

行動援護の従業者・サービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士、実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置は、令和5年度末で終了。

経過措置修了までに、行動援護従業者養成研修又は、強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修）を修了する必要あり。

行動援護従業者の要件

- ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者+知的・精神障害実務経験1年以上
- ・ 居宅介護従業者の要件+知的・精神障害実務経験2年以上

行動援護サービス提供責任者の要件

- ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者+知的・精神障害実務経験3年以上
- ・ 居宅介護従業者の要件+知的・精神障害実務経験5年以上

令和5年度末で経過措置終了

要修了

- ・ **行動援護従業者養成研修課程**
又は
・ **強度行動障害支援者養成研修**
(基礎及び実践研修)

3. その他の留意事項（変更届出書等の提出）

- 指定内容に変更が生じたときは、変更があった日から10日以内に提出する。
- 届出が必要な加算を算定するときは、前月15日までに提出する。

（1）変更届出書の提出（指定内容の変更）

指定内容等に変更が生じたときは、10日以内に届出書を提出してください。

指定内容を変更するとき

提出時期

変更のあった日から
10日以内

<届出書の提出が必要な事項>

事業所の名称	事業所の平面図・設備
事業所の所在地	事業所の管理者の氏名・住所
設置者の名称	事業所のサービス提供責任者の氏名・住所
主たる事務所の所在地	主たる対象者
代表者の氏名・住所	運営規程
定款・寄付行為等	

3. その他の留意事項（変更届出書等の提出）

- 指定内容に変更が生じたときは、変更があった日から10日以内に提出する。
- 届出が必要な加算を算定するときは、前月15日までに提出する。

（2）廃止・休止・再開届出書の提出

事業を廃止・休止・再開するときは、1ヶ月前までに届出書を提出してください。

廃止・休止・再開するとき

提出時期

事業を廃止・休止・再開する日の
1ヶ月前まで

※休止・廃止のときは、当該サービスを利用していた者が、障害福祉サービスを利用できるよう、必ず連絡調整やその他の便宜の提供を行うこと。

3. その他の留意事項（変更届出書等の提出）

- 指定内容に変更が生じたときは、変更があった日から10日以内に届出書を提出する。
- 届出が必要な加算を算定するときは、前月15日までに届出書を提出する。

（3）介護給付費等算定等に係る体制等届出書の提出（加算等算定の変更）

指定権者に届出が必要な加算を算定するときは、期限までに届出書を提出してください。

新たに算定／算定内容を変更するとき
（算定する単位数が増加するもの）

提出時期

算定を開始する月の
前月の15日まで

加算が算定できなくなるとき

提出時期

算定不可となる事実の発生した日から
速やかに

※加算が算定できなくなる状況が生じた場合は、その事実が発生した日から算定できなくなるので、速やかに届出書を提出すること。

4. 共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について

平成30年度介護保険制度改正により、『**共生型サービス**』が創設されました。

共生型サービスとは、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みのひとつであり、障害福祉サービス等事業所が同一の事業所において介護保険サービスの指定を受ける場合の特例（指定基準等の緩和）を定めたものです。これにより、障害福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障害福祉サービス等から介護保険サービスに移行する利用者が同一事業所でサービスの提供を受けやすくなり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた資源の有効活用が推進されることが期待されます。

（注）「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

共生型サービスの種別

県・中核市指定

共生型訪問介護

共生型通所介護（定員19人以上）

共生型（介護予防）短期入所生活介護

市町村指定

共生型地域密着型通所介護（定員18人以下）

（注）介護保険サービス事業者が障害福祉サービスの指定を受ける場合の共生型サービスもあります。

その場合は、[共生型サービスの指定について：障害政策課のページ](#)をご覧ください。

4. 共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について

共生型サービスの種別一覧

種別	介護保険サービス	障害福祉サービス等	備考
ホームヘルプサービス	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> •居宅介護 •重度訪問介護 	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
デイサービス	通所介護 (地域密着型含む)	<ul style="list-style-type: none"> •生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。) 	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
ショートステイ	短期入所生活介護 (介護予防含む)	短期入所	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
多機能型サービス	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	<ul style="list-style-type: none"> •【通い】生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス（重度心身障害児に係るものを除く。) •【泊まり】 •短期入所 	介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。
	看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> •【通い】生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。) •放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。) •【泊まり】 •短期入所 	介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。

4. 共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について

共生型サービスの指定申請等手続き

指定日

原則として各月1日

申請期限

原則として指定希望日の45日前まで

提出部数

2部（正・副）

申請窓口

各指定権者（県、中核市（前橋市、高崎市）または市町村（地域密着型サービスの場合の介護保険担当課）

申請書類

- [共生型訪問介護](#)
- [共生型通所介護](#)
- [共生型（介護予防）短期入所生活介護](#)

（注）通常の指定申請と同じ。このほか障害福祉サービス等の種別ごとに定められている付表を添付のこと。

留意事項

申請書類を作成する前に、上記申請窓口、または県、中核市の障害福祉担当課に事前相談をお願いします。

4. 共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について

共生型サービスの基準 共生型サービスの基準一覧

指定を受けている障害福祉サービス等	指定を受けようとする共生型サービス	基準の概要
<ul style="list-style-type: none"> •居宅介護 •重度訪問介護 	共生型訪問介護	<p>【人員】 指定居宅介護又は重度訪問介護の事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型訪問介護の利用者の合計数とした場合における指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> •生活介護 •自立訓練（機能訓練） •自立訓練（生活訓練） •児童発達支援（重度心身障害児に係るものを除く。） •放課後デイサービス（重度心身障害児に係るものを除く。） 	共生型通所介護	<p>【人員】 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型通所介護の利用者の合計数とした場合における指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
短期入所	共生型短期入所生活介護（介護予防含む）	<p>【設備】 指定短期入所事業所の居室面積を指定短期入所と共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数で除した面積（利用者1人当たりの居室面積）が9.9平方メートル以上であること。</p> <p>【人員】 指定短期入所事業所の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数とした場合における指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>【その他】 共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

お問い合わせ先

健康福祉部介護高齢課居宅サービス係
〒371-8570前橋市大手町1-1-1
Tel : 027-226-2574

共生型サービスの概要

(参考) 厚生労働省資料

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

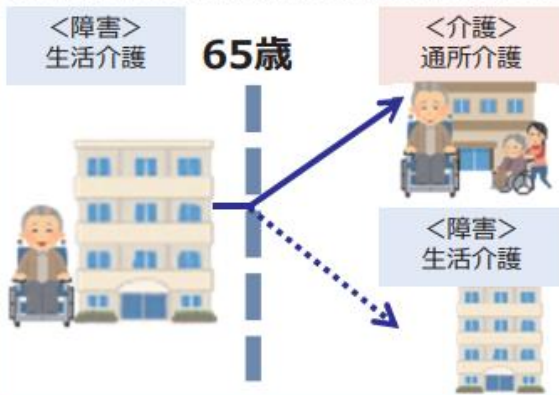
利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

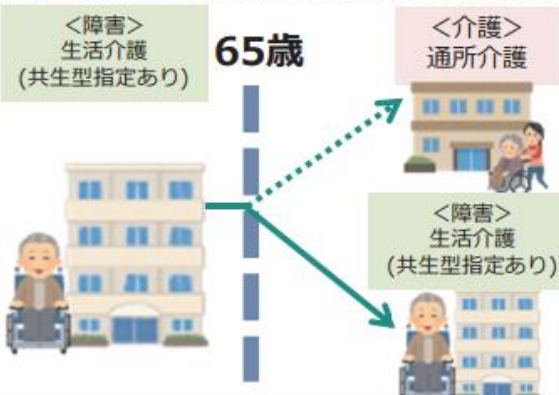
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



②

【地域の実践例】 「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの実施により期待されること

(参考) 厚生労働省資料

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※ 1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど・・・

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが・・・

続けて同じ事業所に通いたいのにな・・・

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか・・・

人材が足りない・・・

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか・・・

役所のどこに相談すればよいのか・・・

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けもらえるのか・・・

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか・・・

地域活動を活性化させたい・・・

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか・・・

共生型サービスの
実施により解決可能

